特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	1　障害者手帳に関する事務 2　障害者の補装具給付に関する事務 3　自立支援医療に関する事務 4　障害児福祉手当等の支給に関する事務 5　障害者福祉サービス等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

石巻市長

公表日

令和5年12月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	1　障害者手帳に関する事務 2　障害者の補装具給付に関する事務 3　自立支援医療に関する事務 4　障害児福祉手当等の支給に関する事務 5　障害者福祉サービス等に関する事務
②事務の概要	1　障害者手帳に関する事務 　身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付依頼を受付け、都道府県へ進達を行い、進達結果及び障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請書や届出書の確認②進達事務③手帳情報確認④認定に必要な各種情報の照会⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会 2　障害者の補装具給付に関する事務 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、補装具給付に関する事務を行う。 3　自立支援医療に関する事務 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害自立支援医療に関する事務を行う。 4　障害児福祉手当等の支給に関する事務 　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項に基づく、経過的福祉手当に関する事務を行う。 5　障害者福祉サービス等に関する事務 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害福祉サービスに関する事務を行う。 　また、児童福祉法に基づき、障害児通所サービスに関する事務を行う。
③システムの名称	障害者福祉ユニット

2. 特定個人情報ファイル名
障害者福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1　障害者手帳に関する事務（宮城県への進達事務での取り扱いのみ） ・番号法第9条第1項　別表第一第11、14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年宮城県条例第97号）第3条　別表第二 2　障害者の補装具給付に関する事務 ・番号法第9条第1項　別表第一第84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 3　自立支援医療に関する事務 ・番号法第9条第1項　別表第一第84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 4　障害児福祉手当等の支給に関する事務 ・番号法第9条第1項　別表第一第47項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 5　障害者福祉サービス等に関する事務 ・番号法第9条第1項　別表第一第8、12、34、84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	［　　実施する　　］　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	2　障害者の補装具給付に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の16、26、56の2、87、108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の108、109の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 3　自立支援医療に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の26、56の2、87、108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 4　障害児福祉手当等の支給に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の19、26、56の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の67の項

	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 5　障害者福祉サービス等に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の10、11、20、53、108、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　住所：石巻市穀町14番1号　電話番号：0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障害福祉課　住所：石巻市穀町14番1号　電話番号：0225-95-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 障害者の補装具給付に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 3 自立支援医療に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 4 障害児福祉手当等の支給に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 5 障害者福祉サービス等に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号	2 障害者の補装具給付に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 3 自立支援医療に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 4 障害児福祉手当等の支給に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 5 障害者福祉サービス等に関する事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点計数か	平成31年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉課	保健福祉部障害福祉課	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部障害福祉課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111	保健福祉部障害福祉課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111		